

顧問先各位

〈ご一読推薦者〉

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 経営者 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 経理担当者 |
| <input type="checkbox"/> | 従業員 |

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

一時支援金について

「一時支援金」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和3年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う**飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者**に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支援金を給付するものです。山梨では、直接緊急事態宣言の対象にはなっていませんが、**緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**で給付の対象となります。但し、**地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象飲食店は給付対象外です。**

〈申請期間〉 令和3年3月8日（月）～5月31日（月）

〈給付額〉 中小法人等 **上限 60万円** 個人事業主等 **上限 30万円**

令和2年または平成31年の1月～3月の合計売上 — 令和3年の対象月※の売上×3ヶ月

※ 令和3年1月～3月のうち、令和2年または平成31年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

〈給付対象〉 ①と②を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

- ① 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること
- ② 平成31年比または令和2年比で、令和3年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

また、令和3年の4月以降に実施される緊急事態措置等に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した特に大きな影響を受けた事業者への「**月次支援金**」の給付も決定しております。申請期間等につきましては、詳細が決定次第公表される予定です。

雇用調整助成金の特例措置延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置が実施されておりましたが、**一部内容を変更しこの特例措置を令和3年6月30日まで延長**することとなりました。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。